

1

計画策定の考え方

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定される市町村の「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、都市における緑地の保全と緑化の推進のための施策を総合的・計画的に行うため、将来の緑の姿（目標）とその実現のための方針を定めるものである。

この計画は、町が独自性を持って策定できるものであり、町の実態や地域の特性に沿ったものが策定できるため、より質の高い施策を行うことが可能である。

(緑の基本計画とは)

- ①都市緑地法に基づく法定計画である。
- ②法定計画であるが、様式は一定ではなく、また、市町村が独自性をもって策定できる計画である。
- ③緑地の保全、都市公園の整備など都市の緑とオープンスペースの保全・整備に関する主として都市計画制度に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設の緑化、緑地協定、ボランティア活動、各種イベント等都市計画制度によらない施策や取り組みなど幅広い内容が含まれる。

(2) 本町の緑の基本計画の役割

本町は温暖な環境と豊かな緑に恵まれた都市であり、町域の多くを占める自然地（山間部）と千歳川、新崎川沿いの沖積地を中心に広がる市街地（平地部）の2つのゾーン及びその間の丘陵部において宅地化が進展するゾーンの3つの区域に分けられる。

豊かな緑に恵まれた自然地は、従来から、風致地区などに指定され、緑が保全されている。

一方、多くの町民が生活する市街地は、計画的な緑の保全と創出が必要となっている。

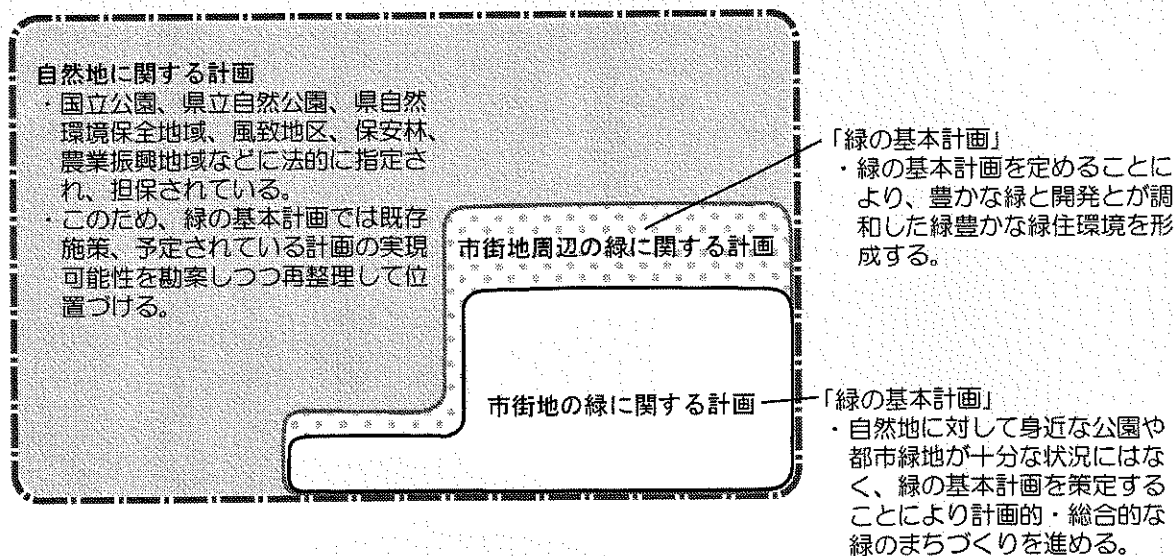
また、市街地周辺は、かつては農地や山林が主体であったが、宅地化の進展が顕著にみられることから、農業との調整を図りつつ、農地や樹林地等が適正に保全され豊かな緑に覆われた緑住環境を形成する必要がある。

このため、本町の緑の基本計画は、自然地における緑の保全を基本としながら、市街地及び市街地周辺の緑のあり方と実現方策を定める計画として位置づけ策定する。

また、まちづくりへの町民参加の気運が高まる中で、上位計画であるゆがわら2001プランや都市計画マスタープランとの整合を図り、実現性の高い身近な計画として策定する。

(緑の基本計画の役割)

町全域の緑に関する制度・計画
「総合計画（ゆがわら2001プラン）」
「都市マスタープラン」



(3) 用語の解説

ア 市街地・市街地周辺・自然地

都市的な土地利用が優先している地域であり、現在用途地域が指定されている地域を市街地と呼び、その周辺の丘陵部において農地や山林と共存して宅地化が進行している区域を市街地周辺、それらを包み込むように緑が保全され今後も風致地区などの指定を維持する区域を自然地と呼んでいる。

イ 緑地

都市公園や広場、山林・原野、農地、樹林地、社寺境内地など、緑が主体の区域を示す。

ウ 都市公園

都市公園法に基づき開設された公園。大きく住区基幹公園、都市基幹公園などがあり、前者は街区公園、近隣公園、地区公園に、後者は総合公園、運動公園に分かれる。

(ア) 住区基幹公園

約1km×1kmの広さの近隣住区を単位として配置する徒歩圏内で利用できる都市公園である。

①街区公園

住区基幹公園のうちもっとも規模が小さく日常の利用に供する公園。標準整備面積が0.25ha、誘致距離250mとして配置され、国の整備水準は1㎡/人。本町は配置バランスに偏りがあるものの比較的充実している。

②近隣公園

運動も休息もできる身近な公園。標準整備面積が2ha、誘致距離500mとして配置され、国の整備水準は2㎡/人。本町では2箇所開設している。

③地区公園

面積4ha、誘致距離1000mとして配置され、国の整備水準は1㎡/人。本町には配置されていない。

(イ) 都市基幹公園

都市住民全般の利用を前提に配置する規模の大きな公園であり、利用方法も車や電車など交通機関を前提とする。運動的な機能に特化させた運動公園と総合的な利用ができる総合公園がある。本町では湯河原町総合運動公園が総合公園として整備されている。

(ウ) 特殊公園

動植物園、歴史公園など特化した目的のために整備する公園。本町では幕山公園をその風致に親しめることを目的に風致公園として整備した。

(エ) 広場公園

市街地の商業・業務施設利用者の休憩の場となるように整備する公園。本町では(仮)湯河原海辺公園を、商業施設利用者や観光客による利用を目的に広場公園として整備する。

(都市公園等の配置モデル)

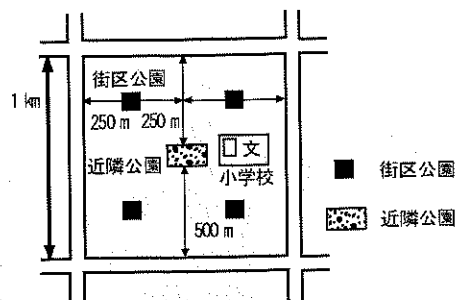
住区レベル (1 近隣住区)

標準面積 : 100ha (1km×1km)

標準人口 : 10,000人

街区公園 4 箇所

近隣公園 1 箇所



街区公園 : 標準面積 0.25ha 誘致距離250m

近隣公園 : 標準面積 2 ha 誘致距離500m

住区レベル (4 近隣住区)

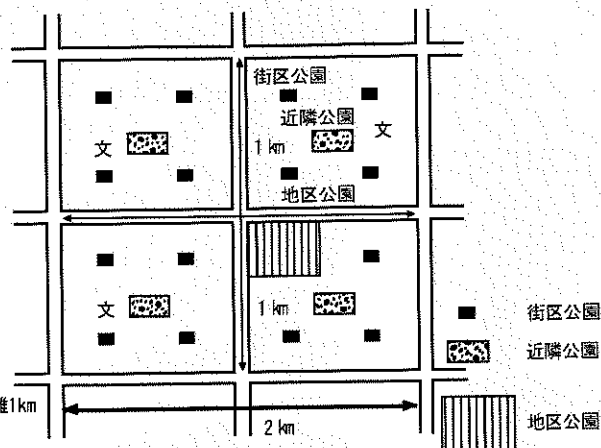
標準面積 : 400ha

標準人口 : 40,000人

街区公園 16 箇所

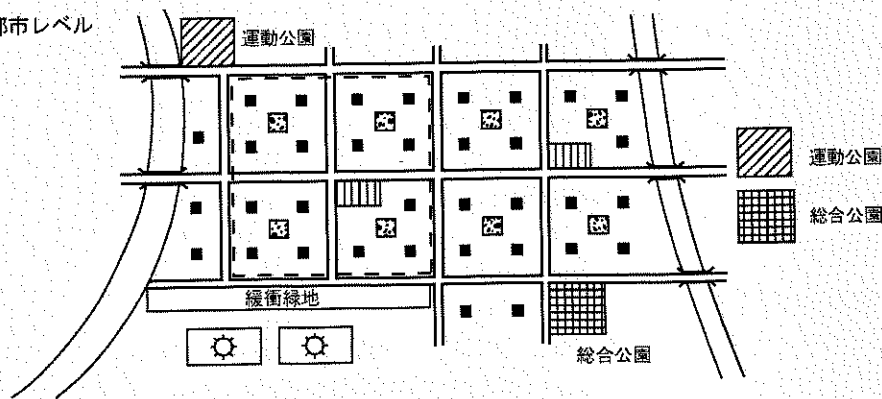
近隣公園 4 箇所

地区公園 1 箇所



地区公園 : 標準面積 4ha 誘致距離1km

都市レベル



総合公園 標準面積10~50ha

運動公園 標準面積15~75ha

都市の規模に応じて配置

資料 : 緑の基本計画ハンドブック 2001 年版